

申請日 年 月 日

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（代理受領用）

（宛先）坂戸市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を坂戸市が閲覧及び調査すること。

2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために坂戸市が利用すること。

3. 当該補助金の受領に関する権限を私が利用する幼稚園の運営団体（法人等）に委任すること。

4. 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、給食費の減免を行う際に必要な範囲で幼稚園に提供すること。

5. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

☐ 副食費免除を希望します。

☐ 副食費免除を希望しません。

保護者名		申請子ども	氏名	
利用 (予定) 施設名			生年月日	年 月 日

申請 子 ど も の 保 護 者 及 び 同 居 者		氏名	申請 子供との 続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	
	6			年 月 日	
	7			年 月 日	

1 無償化の該当となる世帯の要件

① 父母の市町村民税所得割の合計額が77,101円未満（年収360万円未満相当）世帯の子どもたち

② 全世帯の第3子以降（小学校第3学年修了前までの子どもを第1子として数える）の子どもたち

※令和7年8月までは令和6年度、9月以降は令和7年度の市民税額で判定します。

※父母が非課税で、祖父母が同居している場合、祖父母のうち高い方の市民税額を合算します。

※住宅借入金控除、寄付金控除等の税額控除前の市民税額で判定します。

2 免除の判定について

・世帯内に収入の申告をしていない方がいる場合、判定できないことがあります。

・1月1日時点で坂戸市外に住んでいた場合は、1月1日現在の住所地の市町村で発行される、市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）の提出をお願いする可能性があります。

・申請を提出した翌月分以降の副食費から免除対象になります。

・申請をしても、免除の要件に該当しない場合は免除対象となりません。副食費免除の対象になる場合のみ、通知をお送りします。